

乗用自動車の性能の向上に関する製造事業者等の判断の基準等

平成 11 年 3 月 31 日通商産業省・運輸省告示第 2 号
 改正 平成 18 年 3 月 17 日経済産業省・国土交通省告示第 1 号
 改正 平成 19 年 7 月 2 日経済産業省・国土交通省告示第 143 号

1 判断の基準

1-1 判断の基準

- (1) エネルギーの使用の合理化に関する法律施行令(昭和 54 年政令第 267 号)第 21 条第 1 号に規定する乗用自動車(以下「乗用自動車」という。)であって、揮発油を燃料とする乗車定員 10 人以下のもの(以下「ガソリン乗用自動車」という。)の製造又は輸入の事業を行う者は、目標年度(平成 22 年 4 月 1 日に始まり平成 23 年 3 月 31 日に終わる年度)以降の各年度(平成 26 年 4 月 1 日に始まり平成 27 年 3 月 31 日に終わる年度までに限る。)において国内向けに出荷するガソリン乗用自動車のエネルギー消費効率(自動車のエネルギー消費効率の算定等に関する省令(昭和 54 年通商産業省・運輸省令第 3 号。以下「省令」という。)第 1 条の表第 1 号に規定する数値(自動車のエネルギー消費効率の算定等に関する省令に規定する国土交通大臣が告示で定める方法(平成 18 年国土交通省告示第 350 号)第 1 条第 1 号に掲げる方法により算定したものに限る。以下「10・15 モード燃費値」という。)をいう。以下(2)及び(3)において同じ。)を次の表の左欄に掲げる区分ごとに出荷台数で加重して調和平均した値(1-2(1)において「ガソリン乗用自動車平均燃費値」という。)が同表の右欄に掲げる基準エネルギー消費効率を下回らないようにすること。

区 分	基準エネルギー消費効率
1 車両重量が 703 キログラム未満のガソリン乗用自動車	21.2
2 車両重量が 703 キログラム以上 828 キログラム未満のガソリン乗用自動車	18.8
3 車両重量が 828 キログラム以上 1,016 キログラム未満のガソリン乗用自動車	17.9
4 車両重量が 1,016 キログラム以上 1,266 キログラム未満のガソリン乗用自動車	16.0
5 車両重量が 1,266 キログラム以上 1,516 キログラム未満のガソリン乗用自動車	13.0
6 車両重量が 1,516 キログラム以上 1,766 キログラム未満のガソリン乗用自動車	10.5
7 車両重量が 1,766 キログラム以上 2,016 キログラム未満のガソリン乗用自動車	8.9
8 車両重量が 2,016 キログラム以上 2,266 キログラム未満のガソリン乗用自動車	7.8
9 車両重量が 2,266 キログラム以上のガソリン乗用自動車	6.4

備考 「車両重量」とは、道路運送車両の保安基準(昭和 26 年運輸省令第 67 号)第 1 条第 4 号に規定する空車状態における車両の重量をいう。以下同じ。

- (2) 乗用自動車であって、軽油を燃料とする乗車定員 10 人以下のもの(以下「ディーゼル乗用自動車」という。)の製造又は輸入の事業を行う者は、目標年度(平成 17 年 4 月 1 日に始まり平成 18 年 3 月 31 日に終わる年度)以降の各年度(平成 26 年 4 月 1 日に始まり平成 27 年 3 月 31 日に終わる年度までに限る。)において国内向けに出荷するディーゼル乗用自動車のエネルギー消費効率を次の表の左欄に掲げる区分ごとに出荷台数で加重して調和平均した値が同表の右欄に掲げる基準エネルギー消費効率を下回らないようにすること。

区 分	基準エネルギー消費効率
1 車両重量が 1,016 キログラム未満のディーゼル乗用自動車	18.9

2 車両重量が 1,016 キログラム以上 1,266 キログラム未満のディーゼル乗用自動車	16.2
3 車両重量が 1,266 キログラム以上 1,516 キログラム未満のディーゼル乗用自動車	13.2
4 車両重量が 1,516 キログラム以上 1,766 キログラム未満のディーゼル乗用自動車	11.9
5 車両重量が 1,766 キログラム以上 2,016 キログラム未満のディーゼル乗用自動車	10.8
6 車両重量が 2,016 キログラム以上 2,266 キログラム未満のディーゼル乗用自動車	9.8
7 車両重量が 2,266 キログラム以上のディーゼル乗用自動車	8.7

- (3) 乗用自動車であって、液化石油ガスを燃料とする乗車定員 10 人以下のもの（以下「LPガス乗用自動車」という。）の製造又は輸入の事業を行う者は、目標年度（平成 22 年 4 月 1 日に始まり平成 23 年 3 月 31 日に終わる年度）以降の各年度において国内向けに出荷するLPガス乗用自動車のエネルギー消費効率を次の表の左欄に掲げる区分ごとに出荷台数で加重して調和平均した値が同表の右欄に掲げる基準エネルギー消費効率を下回らないようにすること。

区 分	基準エネルギー消費効率
1 車両重量が 703 キログラム未満のLPガス乗用自動車	15.9
2 車両重量が 703 キログラム以上 828 キログラム未満のLPガス乗用自動車	14.1
3 車両重量が 828 キログラム以上 1,016 キログラム未満のLPガス乗用自動車	13.5
4 車両重量が 1,016 キログラム以上 1,266 キログラム未満のLPガス乗用自動車	12.0
5 車両重量が 1,266 キログラム以上 1,516 キログラム未満のLPガス乗用自動車	9.8
6 車両重量が 1,516 キログラム以上 1,766 キログラム未満のLPガス乗用自動車	7.9
7 車両重量が 1,766 キログラム以上 2,016 キログラム未満のLPガス乗用自動車	6.7
8 車両重量が 2,016 キログラム以上 2,266 キログラム未満のLPガス乗用自動車	5.9
9 車両重量が 2,266 キログラム以上のLPガス乗用自動車	4.8

- (4) ガソリン乗用自動車又はディーゼル乗用自動車の製造又は輸入の事業を行う者は、目標年度（平成 27 年 4 月 1 日に始まり平成 28 年 3 月 31 日に終わる年度）以降の各年度において国内向けに出荷するガソリン乗用自動車及びディーゼル乗用自動車のエネルギー消費効率（省令第 1 条の表第 1 号に規定する数値（自動車のエネルギー消費効率の算定等に関する省令に規定する国土交通大臣が告示で定める方法第 1 条第 2 号に掲げる方法により算定したものに限り。以下「JC08 モード燃費値」という。）をいう。以下(5)において同じ。）（ディーゼル乗用自動車にあつては、当該エネルギー消費効率を 1.1 で除した値。）を次の表の左欄に掲げる区分ごとに出荷台数で加重して調和平均した値（1-2(2)において「ガソリン乗用自動車等平均燃費値」という。）が同表の右欄に掲げる基準エネルギー消費効率を下回らないようにすること。

区 分	基準エネルギー消費効率
1 車両重量が 601 キログラム未満のガソリン乗用自動車及びディーゼル乗用自動車	22.5
2 車両重量が 601 キログラム以上 741 キログラム未満のガソリン乗用自動車及びディーゼル乗用自動車	21.8
3 車両重量が 741 キログラム以上 856 キログラム未満のガソリン乗用自動車及びディーゼル乗用自動車	21.0
4 車両重量が 856 キログラム以上 971 キログラム未満のガソリン乗用自動車及びディーゼル乗用自動車	20.8
5 車両重量が 971 キログラム以上 1,081 キログラム未満のガソリン乗用自動車及びディーゼル乗用自動車	20.5
6 車両重量が 1,081 キログラム以上 1,196 キログラム未満のガソリン乗用自動車及びディーゼル乗用自動車	18.7

7 車両重量が 1,196 キログラム以上 1,311 キログラム未満のガソリン乗用自動車及びディーゼル乗用自動車	17.2
8 車両重量が 1,311 キログラム以上 1,421 キログラム未満のガソリン乗用自動車及びディーゼル乗用自動車	15.8
9 車両重量が 1,421 キログラム以上 1,531 キログラム未満のガソリン乗用自動車及びディーゼル乗用自動車	14.4
10 車両重量が 1,531 キログラム以上 1,651 キログラム未満のガソリン乗用自動車及びディーゼル乗用自動車	13.2
11 車両重量が 1,651 キログラム以上 1,761 キログラム未満のガソリン乗用自動車及びディーゼル乗用自動車	12.2
12 車両重量が 1,761 キログラム以上 1,871 キログラム未満のガソリン乗用自動車及びディーゼル乗用自動車	11.1
13 車両重量が 1,871 キログラム以上 1,991 キログラム未満のガソリン乗用自動車及びディーゼル乗用自動車	10.2
14 車両重量が 1,991 キログラム以上 2,101 キログラム未満のガソリン乗用自動車及びディーゼル乗用自動車	9.4
15 車両重量が 2,101 キログラム以上 2,271 キログラム未満のガソリン乗用自動車及びディーゼル乗用自動車	8.7
16 車両重量が 2,271 キログラム以上のガソリン乗用自動車及びディーゼル乗用自動車	7.4

- (5) 乗用自動車であって、乗車定員 11 人以上かつ車両総重量(道路運送車両法(昭和 26 年法律第 185 号)第 40 条第 3 号に規定する車両総重量をいう。以下同じ。)3.5 トン以下のもの(以下「小型バス」という。)の製造又は輸入の事業を行う者は、目標年度(平成 27 年 4 月 1 日に始まり平成 28 年 3 月 31 日に終わる年度)以降の各年度において国内向けに出荷する小型バスのエネルギー消費効率を次の表の左欄に掲げる区分ごとに出荷台数で加重して調和平均した値(1-2(3)において「小型バス平均燃費値」という。)が同表の右欄に掲げる基準エネルギー消費効率を下回らないようにすること。

区 分	基準エネルギー消費効率
1 揮発油を燃料とする小型バス	8.5
2 軽油を燃料とする小型バス	9.7

- (6) 乗用自動車であって、乗車定員 11 人以上かつ車両総重量 3.5 トン超のもの(高速自動車国道等(高速自動車国道法(昭和 32 年法律第 79 号)第 4 条第 1 項に規定する道路及び道路法(昭和 27 年法律第 180 号)第 48 条の 4 に規定する自動車専用道路をいう。以下同じ。)に係る路線以外の路線を定めて定期に運行する旅客自動車運送事業用自動車(旅客を運送する自動車運送事業の用に供する自動車をいう。以下同じ。)に限る。以下「路線バス」という。)の製造又は輸入の事業を行う者は、目標年度(平成 27 年 4 月 1 日に始まり平成 28 年 3 月 31 日に終わる年度)以降の各年度において国内向けに出荷する路線バスのエネルギー消費効率(省令第 1 条の表第 2 号に規定する数値(以下「重量車モード燃費値」という。)をいう。以下(7)において同じ。)を次の表の左欄に掲げる区分ごとに出荷台数で加重して調和平均した値(1-2(4)において「路線バス平均燃費値」という。)が同表の右欄に掲げる基準エネルギー消費効率を下回らないようにすること。

区 分	基準エネルギー消費効率
1 車両総重量が 3.5 トン超 8 トン以下の路線バス	6.97
2 車両総重量が 8 トン超 10 トン以下の路線バス	6.30
3 車両総重量が 10 トン超 12 トン以下の路線バス	5.77
4 車両総重量が 12 トン超 14 トン以下の路線バス	5.14

5 車両総重量が 14トン超の路線バス	4.23
---------------------	------

- (7) 乗用自動車であって、乗車定員 11 人以上かつ車両総重量 3.5トン超のもの（高速自動車国道等に係る路線以外の路線を定めて定期的に運行する旅客自動車運送事業用自動車を除く。以下「一般バス」という。）の製造又は輸入の事業を行う者は、目標年度（平成 27 年4月1日に始まり平成 28 年3月 31 日に終わる年度）以降の各年度において国内向けに出荷する一般バスのエネルギー消費効率を次の表の左欄に掲げる区分ごとに出荷台数で加重して調和平均した値（1-2(4)において「一般バス平均燃費値」という。）が同表の右欄に掲げる基準エネルギー消費効率を下回らないようにすること。

区 分	基準エネルギー消費効率
1 車両総重量が 3.5トン超6トン以下の一般バス	9.04
2 車両総重量が6トン超8トン以下の一般バス	6.52
3 車両総重量が8トン超 10トン以下の一般バス	6.37
4 車両総重量が 10トン超 12トン以下の一般バス	5.70
5 車両総重量が 12トン超 14トン以下の一般バス	5.21
6 車両総重量が 14トン超 16トン以下の一般バス	4.06
7 車両総重量が 16トン超の一般バス	3.57

1-2 判断の基準の特例

- (1) ガソリン乗用自動車の製造又は輸入の事業を行う者は、1-1(1)の判断の基準において、ガソリン乗用自動車平均燃費値が1-1(1)の表の右欄に掲げる基準エネルギー消費効率を下回る区分（以下この(1)において「未達成区分」という。）を有する場合であって、次の表の左欄に掲げる区分ごとにガソリン乗用自動車平均燃費値が同表の右欄に掲げるエネルギー消費効率許容値を下回らないものであり、かつ、当該未達成区分の未達成量（当該未達成区分におけるガソリン乗用自動車平均燃費値の逆数と基準エネルギー消費効率の逆数との差に当該区分における出荷台数を乗じた値）を超過達成量（ガソリン乗用自動車平均燃費値が1-1(1)の表の右欄に掲げる基準エネルギー消費効率を下回らない区分すべてにおけるガソリン乗用自動車平均燃費値の逆数と基準エネルギー消費効率の逆数との差に当該区分における出荷台数を乗じた値の総和を2で除した値）の範囲内で相殺できる場合は、未達成量をすべて相殺した未達成区分については、1-1(1)の表の右欄に掲げる基準エネルギー消費効率を下回らない区分とみなすことができる。

区 分	エネルギー消費効率許容値
1 車両重量が 703 キログラム未満のガソリン乗用自動車	20.2
2 車両重量が 703 キログラム以上 828 キログラム未満のガソリン乗用自動車	18.5
3 車両重量が 828 キログラム以上 1,016 キログラム未満のガソリン乗用自動車	17.1
4 車両重量が 1,016 キログラム以上 1,266 キログラム未満のガソリン乗用自動車	14.1
5 車両重量が 1,266 キログラム以上 1,516 キログラム未満のガソリン乗用自動車	12.6
6 車両重量が 1,516 キログラム以上 1,766 キログラム未満のガソリン乗用自動車	9.8
7 車両重量が 1,766 キログラム以上 2,016 キログラム未満のガソリン乗用自動車	8.0
8 車両重量が 2,016 キログラム以上 2,266 キログラム未満のガソリン乗用自動車	6.8
9 車両重量が 2,266 キログラム以上のガソリン乗用自動車	6.1

- (2) ガソリン乗用自動車又はディーゼル乗用自動車の製造又は輸入の事業を行う者は、1-1(4)の判断の基準において、ガソリン乗用自動車等平均燃費値が1-1(4)の表の右欄に掲げる基準エネルギー消費効率を下回る区分（以下この(2)において「未達成区分」という。）を有する場合であって、当該未達成区分の未達成量（当該未達成区分におけるガソリン乗用自動車等平均燃費値の逆数と基準エネルギー消費効率の逆数との差に当該区分における出荷台数を乗じた値）を超過達成量（ガソリン乗用自動車等平均燃費値が1-1(4)の表の右欄に掲げる基準エネルギー消費効率を下回らない区分すべてにおけるガソリン乗用自動車等平均燃費値の逆数と基準エネルギー消費効率の逆数との差に当該区分における出荷台数を乗じた値の総和）の範囲内で相殺できる場合は、未達成量をすべて相殺した未達成区分については、1-1(4)の表の右欄に掲げる基準エネルギー消費効率を下回らない区分とみなすことができる。

- (3) 小型バスの製造又は輸入の事業を行う者は、1-1(5)の判断の基準において、小型バス平均燃費値が1-1(5)の表の右欄に掲げる基準エネルギー消費効率を下回る区分(以下この(3)において「未達成区分」という。)を有する場合であって、当該未達成区分の未達成量(当該未達成区分における小型バス平均燃費値の逆数と基準エネルギー消費効率の逆数との差に当該区分における出荷台数を乗じた値(軽油を燃料とする区分にあつては当該値に1.1を乗じた値))を超過達成量(小型バス平均燃費値が1-1(5)の表の右欄に掲げる基準エネルギー消費効率を下回らない区分すべてにおける小型バス平均燃費値の逆数と基準エネルギー消費効率の逆数との差に当該区分における出荷台数を乗じた値(軽油を燃料とする区分にあつては当該値に1.1を乗じた値)の総和)の範囲内で相殺できる場合は、未達成量をすべて相殺した未達成区分については、1-1(5)の表の右欄に掲げる基準エネルギー消費効率を下回らない区分とみなすことができる。
- (4) 路線バス又は一般バスの製造又は輸入の事業を行う者は、1-1(6)又は(7)の判断の基準において、路線バス平均燃費値又は一般バス平均燃費値が1-1(6)又は(7)の表の右欄に掲げる基準エネルギー消費効率を下回る区分(以下この(4)において「未達成区分」という。)を有する場合であって、当該未達成区分の未達成量(当該未達成区分における路線バス平均燃費値又は一般バス平均燃費値の逆数と基準エネルギー消費効率の逆数との差に当該区分における出荷台数を乗じた値)を超過達成量(路線バス平均燃費値又は一般バス平均燃費値が1-1(6)又は(7)の表の右欄に掲げる基準エネルギー消費効率を下回らない区分すべてにおける路線バス平均燃費値又は一般バス平均燃費値の逆数と基準エネルギー消費効率の逆数との差に当該区分における出荷台数を乗じた値の総和を2で除した値)の範囲内で相殺できる場合は、未達成量をすべて相殺した未達成区分については、1-1(6)又は(7)の表の右欄に掲げる基準エネルギー消費効率を下回らない区分とみなすことができる。

2 表示事項等

2-1 表示事項

エネルギー消費効率(10・15モード燃費値、JC08モード燃費値及び重量車モード燃費値をいう。以下同じ。)の優れた乗用自動車(1-1の各表の左欄に掲げる区分ごとに同表の右欄に掲げる基準エネルギー消費効率を下回らない乗用自動車をいう。)の普及を図るため、乗用自動車のエネルギー消費効率に関し、乗用自動車製造事業者等(乗用自動車の製造又は輸入の事業を行う者をいう。以下同じ。)は、次の事項を表示すること。

- イ 車名及び型式
- ロ 原動機の型式及び総排気量
- ハ 車両重量
- ニ 変速装置の形式及び変速段数
- ホ 燃料供給装置の形式
- ヘ 筒内直接噴射その他の主要燃費向上対策
- ト エネルギー消費効率
- チ 乗用自動車製造事業者等の氏名又は名称
- リ 車両総重量(路線バス又は一般バスに係るものに限る。)
- ヌ 原動機の最高出力及び最大トルク
- ル 変速装置の各段ギア比(路線バス又は一般バスに係るものに限る。)
- ヲ 乗車定員

2-2 遵守事項

- (1) 2-1に規定する表示事項の表示は、その乗用自動車に関するカタログに記載して行うこと。この場合、2-1トに掲げる事項は、アンダーラインを引き、活字を大きくし、文字の色を変える等特に目立つ方法を用いてキロメートル毎リットル単位で小数点以下1桁(ただし、路線バス又は一般バスの場合は小数点以下2桁)まで表示し、燃料としてプレミアムガソリンを使用するガソリン乗用自動車にあつては、その旨を付記すること。
- (2) 路線バス又は一般バスにあつては、エネルギー消費効率の算定に当たり用いた空車時車両重量、乗車定員、全高、全幅、終減速機ギア比及びタイヤ動的負荷半径の仕様を、2-1トに掲げる事項の注釈として、(1)のカタログに付記すること。

- (3) 展示に供する乗用自動車には、2-1イ及びトに掲げる事項を見やすい場所に明瞭に表示すること。この場合、2-1トに掲げる事項は、キロメートル毎リットル単位で小数点以下1桁(ただし、路線バス又は一般バスの場合は小数点以下2桁)まで表示し、燃料としてプレミアムガソリンを使用するガソリン乗用自動車にあつては、その旨を付記すること。
- (4) (1)及び(3)において表示する2-1トに掲げる事項は、次の表の左欄に掲げる自動車の種類に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる燃費値とする。

自動車の種類	燃費値
1 ガソリン乗用自動車、ディーゼル乗用自動車又は小型バス	10・15 モード燃費値(ただし、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示(平成14年国土交通省告示第619号)別添42に規定するJC08Hモード法及び同告示別添42に規定するJC08Cモード法により道路運送車両の保安基準第31条第2項の基準に適合した自動車にあつては、JC08モード燃費値を併せて付記するものとする。)
2 LPガス乗用自動車	10・15 モード燃費値
3 路線バス又は一般バス	重量車モード燃費値

附 則

一 この告示は、平成19年7月2日から施行する。

二 小型バスに係る2の規定は、施行日以降に道路運送車両法第七十五条第一項の規定によりその型式について指定を受けたもの(同日前に指定の申請を行ったものを除く。)については指定の日から、その他の小型バスについては平成20年7月1日から、それぞれ適用する。